

『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」
等の一部改正の施行日の取扱いについて（案）

平成 29 年 3 月 14 日
日本証券業協会

本協会では、去る平成 29 年 2 月 9 日付で、社債の取引情報の発表制度の発表対象銘柄に係る複数格付けの取得の基準について見直しを行うため、『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正を行ったところである。

上記の改正については、その付則において、「本協会が別に定める日から施行する」としていたところであるが、今般、上記の「本協会が別に定める日」（改正細則等の施行日）を「平成 29 年 3 月 15 日」と定めることとする。（注）

（注）毎月 15 日に翌月の発表対象銘柄を更新することから、新たな発表対象基準は平成 29 年 4 月 4 日発表分から適用される。

以 上

「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」
の一部改正について

平成 29 年 2 月 9 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(社債の取引情報の発表)</p> <p>第7条 規則第11条の3の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 発表対象の社債 発表対象の社債は、<u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であるものとする</u>。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>(社債の取引情報の発表)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>1 (同 左) 発表対象の社債は、<u>次に掲げる全ての要件を満たすものとする</u>。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>イ <u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること</u></p> <p>ロ <u>当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u></p> <p>2～4 (省 略)</p>

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について

平成 29 年 2 月 9 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>2. 発表対象の社債及び取引 発表対象の社債及び取引は、規則第11条の2に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 発表対象の社債 発表対象の社債は、<u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上である</u>（以下「<u>発表基準</u>」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。 (削 る) (削 る)</p> <p>(注1) (現行どおり) (注2) 「銘柄格付」とは、信用格付業者から取得した格付（非依頼格付を除く。）をいう。</p> <p>10. 発表中止の取扱い (1) 発表中止基準 発表基準を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。</p> <p><u>(注)</u> 取引情報の発表を中止した社債は、次回以降の更新判定日において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。） (削 る)</p>	<p>2. 発表対象の社債及び取引 (同 左)</p> <p>(1) 発表対象の社債 発表対象の社債は、<u>次に掲げる全ての要件</u>（以下「<u>発表基準</u>」という。）を満たすものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。 ① <u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること</u> ② <u>当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u> (注1) (省 略) (注2) 「銘柄格付」<u>及び「発行体格付」</u>とは、<u>いずれも信用格付業者から取得した格付</u>（非依頼格付を除く。）をいう。</p> <p>10. 発表中止の取扱い (1) 発表中止基準 発表基準のうち、「<u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること</u>」を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。 <u>(注1)</u> 取引情報の発表を中止した社債は、次回以降の更新判定日において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。 <u>(注2)</u> 発表基準のうち「<u>当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u>」を満たさなくなった場合は、<u>発表中止は行わない。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="411 309 561 342" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="204 387 777 454">この改正は、本協会が別に定める日から 施行する。</p>	